●会員に対する処分の執行について

当該会員に対して、会則第５４条の２第１項及び第４項に基づき、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第５４条の２第９項及び会令第９１号「継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する規則」によりその旨を掲載します。

記

１．処分を受けた会員の氏名及び登録番号
小林 博　会員（登録第１７０３３号）

２．処分の方法
権利停止６月（会則第５４条の２第２項第２号）

３．処分の執行日
令和７年２月２６日

４．処分の理由の概要
（１）処分の理由：継続研修義務不履行
（２）適用条項：弁理士法第３１条の２（研修）、弁理士法施行規則第２５条（継続研修）、会則第５７条第３項（継続研修）及び第５７条の２（継続研修義務不履行者の履修期限）
（３）履修期間：令和３年１１月１日～令和５年３月３１日
（４）履修状況（不足している単位数）：
「令和３年度弁理士法及び特許法等改正説明会」１単位